

管内各運輸支局長 殿

中部運輸局自動車技術安全部長

ドライバー異常時対応システムを搭載した一般路線バスに係る
留意事項の周知について

運転者の健康状態が急変し、運転の継続が困難な状況に陥ったことによる事故は、事業用自動車においても毎年多く発生しており、自動車運送事業者に対して、法令に基づく運転者の健康診断の実施をはじめとした、運転者に対する健康管理を適切に行うよう事業者には周知しているところです。

そのような中、「ドライバー異常時対応システム基本設計書」（以下、「ガイドライン」という。）に基づくドライバー異常時対応システムを搭載した貸切バス及び高速乗合バス車両が昨年から発売されていますが、今般、同様のシステムを搭載した一般路線バス車両が発表され、今後、普及の拡大が見込まれます。

ガイドラインでは、本システムを適切に作動させるためには乗客等の協力が欠かせないこと等から、本システムの目的や効果、使い方、使用上の注意等について乗客等に対して周知することが求められています。中でも、立席を有し、乗降が頻繁に行われる一般路線バスの乗客に対しては、車内事故防止の観点からも、本システムに関する周知をしっかりと行うことが必要です。

については、ガイドライン及び別紙を参考にして、特に下記の事項について周知するよう乗合バス事業者等に対して指導願います。

記

1. ドライバー異常時対応システムを搭載した一般路線バスについて以下のことを車内表示等により乗客等、特に立席の乗客が理解できるように配慮し、周知すること
 - (1) 当該車両に本システムが搭載されている旨及びその目的
 - (2) 本システムの操作方法
 - (3) 本システムの発する音、表示及びその意味
 - (4) 本システム作動時における留意点
 - (5) 運転者の異常時以外は本システムを作動させないこと
2. 別紙のチラシを活用する等して、一般路線バス利用者並びに歩行者等すべての道路使用者に対し、ドライバー異常時対応システムについて広く周知すること

ガイドラインは次のURLからダウンロードできます。

<http://www.mlit.go.jp/common/001124853.pdf>

・キーワードで検索 ドライバー異常時対応システム(減速停止型)基本設計書

ごあんない



国土交通省中部運輸局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Chubu District Transport Bureau

別紙

〇〇バス株式会社



このバスには

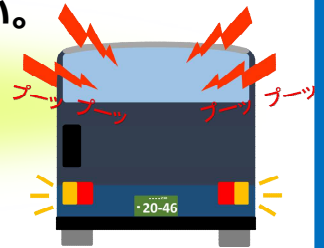
ドライバー異常時対応システムが搭載されています。

※国土交通省策定「ドライバー異常時対応システム基本設計書」に準拠

バスの**運転者が急病等で運転できなくなった場合、**

非常ブレーキのカバーを開けスイッチを押してください。

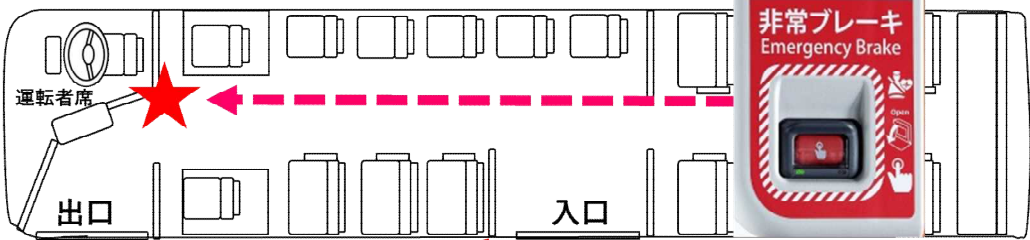
バスは**緊急停止**します。



※運転者自らが体調の異変等により非常ブレーキを操作し緊急停止させることがあります。

非常ブレーキスイッチは**バス前方運転者席後ろ付近**に設置されています。

車両前方



非常ブレーキが 作動したら



緊急停止 おつかまりください
Hold Handrail

ドライバー異常時対応システム作動時、バスは**音と光等**による**警報**を発します。

警報に気づかれた際は、**非常ブレーキ**による**急制動等**に備え、以下の体勢を取ってください。

お立ちの方は	握り手・つり革にしっかりとおつかまりください。
座席にお掛けの方は	深く腰をかけ握り手等にしっかりとおつかまりください。
小さなお子様を お連れの方は	お子様をしっかりと抱きかかえてください。

おねがい

バスが緊急停止後、駐車ブレーキを引き、警察・消防等へ通報願います。

緊急停止後は、危険ですのでむやみに車外に出ないようにしてください。

運転者の異常時以外は、非常ブレーキスイッチを押さないでください。

※運転者の異常時以外の非常ブレーキスイッチの操作は**法令により禁止**されています。

ご理解とご協力をお願いいたします

中運技保第24号の2
令和元年6月26日

運行管理者指導講習認定機関 殿

国土交通省中部運輸局自動車技術安全部長

ドライバー異常時対応システムを搭載した一般路線バスに係る
留意事項の周知について

標記について、別添のとおり管内運輸支局長あて通達したので了知されるとともに、
運行管理者講習等の際、受講者に対して周知方よろしくお願いします。

管内各運輸支局長 殿

中部運輸局自動車技術安全部長

ドライバー異常時対応システムを搭載した一般路線バスに係る
留意事項の周知について

運転者の健康状態が急変し、運転の継続が困難な状況に陥ったことによる事故は、事業用自動車においても毎年多く発生しており、自動車運送事業者に対して、法令に基づく運転者の健康診断の実施をはじめとした、運転者に対する健康管理を適切に行うよう事業者に周知しているところです。

そのような中、「ドライバー異常時対応システム基本設計書」（以下、「ガイドライン」という。）に基づくドライバー異常時対応システムを搭載した貸切バス及び高速乗合バス車両が昨年から発売されていますが、今般、同様のシステムを搭載した一般路線バス車両が発表され、今後、普及の拡大が見込まれます。

ガイドラインでは、本システムを適切に作動させるためには乗客等の協力が欠かせないこと等から、本システムの目的や効果、使い方、使用上の注意等について乗客等に対して周知することが求められていますが、中でも、立席を有し、乗降が頻繁に行われる一般路線バスの乗客に対しては、車内事故防止の観点からも、本システムに関する周知をしっかりと行うことが必要です。

ついては、ガイドライン及び別紙を参考にして、特に下記の事項について周知するよう乗合バス事業者等に対して指導願います。

記

1. ドライバー異常時対応システムを搭載した一般路線バスについて以下のことを車内表示等により乗客等、特に立席の乗客が理解できるように配慮し、周知すること
 - (1) 当該車両に本システムが搭載されている旨及びその目的
 - (2) 本システムの操作方法
 - (3) 本システムの発する音、表示及びその意味
 - (4) 本システム作動時における留意点
 - (5) 運転者の異常時以外は本システムを作動させないこと
2. 別紙のチラシを活用する等して、一般路線バス利用者並びに歩行者等すべての道路使用者に対し、ドライバー異常時対応システムについて広く周知すること

ガイドラインは次のURLからダウンロードできます。

<http://www.mlit.go.jp/common/001124853.pdf>

・キーワードで検索 ドライバー異常時対応システム(減速停止型)基本設計書

ごあんない



国土交通省中部運輸局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Chubu District Transport Bureau

別紙

〇〇バス株式会社



このバスには

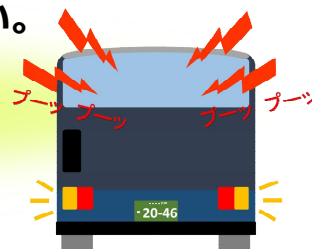
ドライバー異常時対応システムが搭載されています。

※国土交通省策定「ドライバー異常時対応システム基本設計書」に準拠

バスの**運転者**が急病等で運転できなくなった場合、

非常ブレーキのカバーを開けスイッチを押してください。

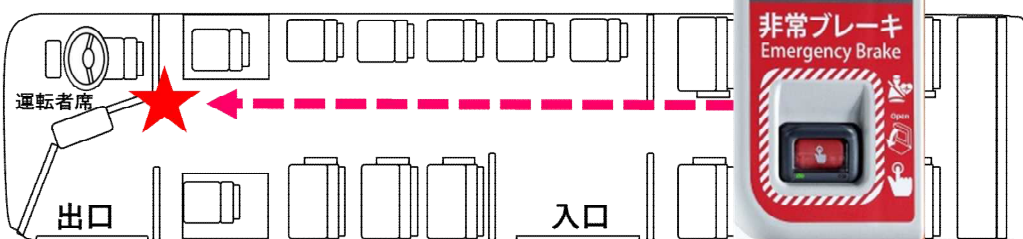
バスは**緊急停止**します。



※運転者自らが体調の異変等により非常ブレーキを操作し緊急停止させることがあります。

非常ブレーキスイッチは**バス前方運転者席後ろ付近**に設置されています。

車両前方



非常ブレーキが 作動したら



緊急停止 おつかまりください
Hold Handrail

ドライバー異常時対応システム作動時、バスは**音と光等**による**警報**を発します。

警報に気づかれた際は、**非常ブレーキ**による**急制動等**に備え、以下の体勢を取ってください。

お立ちの方は

握り手・つり革にしっかりとおつかまりください。

座席にお掛けの方は

深く腰をかけ握り手等にしっかりとおつかまりください。

小さなお子様を
お連れの方は

お子様をしっかりと抱きかかえてください。

おねがい

バスが緊急停止後、駐車ブレーキを引き、警察・消防等へ通報願います。

緊急停止後は、危険ですのでむやみに車外に出ないようにしてください。

運転者の異常時以外は、非常ブレーキスイッチを押さないでください。

※運転者の異常時以外の非常ブレーキスイッチの操作は**法令により禁止**されています。

ご理解とご協力をお願いいたします